

犬の飼い方・ごみの出し方 ルールを守ってくださーい！



◆犬の飼育は適正に！

・犬のフンは、飼い主の責任で必ず持ち帰り処分する。

・必ず引き綱をつけて放し飼いはしない。

・犬を飼い始めた方は、犬の登録を行い、鑑札をつける。

・毎年、狂犬病予防注射を受けて、注射済の登録をする。

・犬が死亡した場合は必ず環境政策担当までご連絡ください。

※室内で飼っている犬も登録や狂犬病予防注射の接種が必要です。

最近、犬の飼育に関する苦情が多く寄せられています。近所にお住まいの方と犬のトラブルを防止するためにも、ルールを守って犬を飼育してください。

◆ごみの分別してありますか？



資源ごみが可燃・不燃ごみと混入して出されている場合がありますが、資源リサイクル品は分別して、各地区または拠点リサイクル会場へ出してください。

《ペットボトルなどの資源リサイクル品は、分別してごみの減量にご協力ください》

なお、拠点リサイクル会場のうち、市役所庁舎裏駐車場は、毎週土曜日13時から16時まで行っていますので、ご利用ください。

「平成24年度ごみ・資源物収集日程表」を再度確認し、ごみを出してください。

◆蛍光灯・乾電池などを 2月の有害ごみ収集 をお忘れなく！

今月は、各地区及び拠点でのリサイクル会場で、蛍光灯や乾電池、水銀式体温計や鏡など水銀を含んだものの収集を行います。

今回は9月となりますので、この機会にお忘れのないように排出してください。

収集場所や日程については、各戸配付してあります「平成24年度ごみ・資源物収集日程表」をご覧ください。

なお、割れてしまった蛍光灯や電球、グローランプは、不燃ごみとして排出をお願いします。

■お問い合わせ

市民課環境政策担当
(内線1331・132)

選挙管理委員会よりお知らせ

農業委員会選挙人名簿の縦覧を実施
(1月1日基準日)

農業委員会選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。

■選挙人名簿の登録

本人から1月10日までに提出された申請書により調製され、選挙が行われる年に関係することなく、毎年3月31日までに作成し翌年3月30日まで据え置かれることになっています。

■名簿の縦覧期間

登録漏れ、選挙権のない者の登録、二重登録等を防ぐための期間です。3月31日に確定される選挙人名簿に登録されない場合は、農業委員の選挙に投票することやリコール請求することができなくなります。

■縦覧日時

2月22日(金)
～3月8日(金)
8時30分～17時

■縦覧場所

市役所3階総務課

選挙人名簿
縦覧状況の公表

平成24年1月1日から平成24年12月31日までの期間における葦崎市の選挙人名簿縦覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年中における選挙人名簿縦覧の申請はありませんでした。

■お問い合わせ

市選挙管理委員会
(内線333)

2月は省エネルギー月間です！



関東電気保安協会 <http://www.kdn.or.jp/>